

# おおくま

発行：大熊町役場総務課  
 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号  
 電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)  
 F A X：0242-26-3794  
 E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp  
 ブログ大熊町  
<http://blog-okuma.jugem.jp/>  
 大熊町公式ホームページ  
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

2014年12月15日 お知らせ版

## 拠点除染が始まりました



特別地域内除染実施計画に基づく帰還困難区域内の拠点除染が11月上旬、大熊町内で始まりました。町の復興のために必要な施設を除染するもので、環境省から工事を請け負った清水建設が、県道や町道を中心に来年3月まで工事を行います。道路では、路面に小さな鉄球を打ち付けて表面を削り、線量を下げるプラストと呼ばれる工事を主

に実施するほか、側溝やガードレール、道路の両脇1mの除染も行います。町内では現在、工事に先立つ放射線量測定が行われています。除染により、一時立ち入りなどで町内に入る町民の皆さんの安全確保を図ります。(拠点除染対象のうち、道路は左図の太線部分)

工種・種別	数量	単位	区域
道路	203,000	m <sup>2</sup>	帰還困難区域
大型施設	225	m <sup>2</sup>	帰還困難区域
仮置場造成	1,500	m <sup>2</sup>	帰還困難区域
除去物運搬(不燃)	821	m <sup>3</sup>	帰還困難区域
放射線量測定	2,033	測点	帰還困難区域
放射線量測定(仮置場)	732	測点	帰還困難区域



個人事業者の平成26年分  
消費税確定申告について

平成26年4月1日から消費税  
(地方消費税含む)の税率は8  
%です。

平成26年分(平成26年4月1

日を含む課税期間)の消費税お  
よび地方消費税の確定申告書お  
作成するためには、帳簿等にお  
いて、課税取引を適用税率ごと  
に区分して集計する必要があります。

《ご注意下さい》

1・課税取引に対する適用税率  
は①平成26年3月31日以前は

5%②平成26年4月1日以後  
は8%ですが、平成26年4月  
1日以後に行われる取引であつ  
ても、経過措置により5%が  
適用される場合があります。

2・帳簿等では、非課税取引等  
についても区分する必要があります。

3・簡易課税制度が適用される  
ります。

# タブレット端末の疑問 気軽にご相談ください

タブレット相談室では電話での問い合わせに加え、利用者の疑問や相談に直接お答えする窓口を設置しています。操作方法のことなどで直接聞きたいことがありましたらお気軽にご相談ください。

なお、窓口についてはお待たせすることのないよう事前予約制となっております。

申し込み先に連絡いただき、希望する日時をお伝えのうえお越しください。

※1：既に予約が入っている場合など、ご希望に添えないことがあります。

※2：予約なしでお越しになった場合、お待ちいただくことがあります。

**【相談窓口】** 日時：毎週火曜日、木曜日  
午前10時～正午、午後2時～4時  
場所：大熊町役場会津若松出張所  
(2階南側タブレット相談室)  
住所：会津若松市追手町2-4-1  
※お越しになる際にはタブレット端末をお持ちください。

**【お申し込み先】大熊町タブレット相談室**  
フリーダイヤル 0800-800-0907  
(受付時間 月～金 午前9時～午後5時)

事業者は課税売上高のみから  
納付する消費税額を計算でき  
ますので、課税仕入れ(仕入・  
必要経費等)について適用税  
率ごとに区分する必要があります。  
医療機関についての詳細やご  
質問は、次の予約センターま  
でお問い合わせください。

【小児】健康診査

申込締め切り  
平成27年1月31日

【成人】健康診査

申込締め切り  
平成27年1月9日

なお、消費税率の引き上げを  
含む消費税法の改正内容につ  
いては、国税庁ホームページ「消  
費税法改正のお知らせ(社会保  
障と税の一体改革関係)」をご  
覧ください。

◆掲載場所

国税庁ホームページ

ホーム(トピックス欄)「消  
費税法改正のお知らせ(社  
会保障と税の一体改革関係)」

◆URL

http://www.nta.go.jp/shirah  
eru/ippanjoho/pamph/shohi/k  
aisei/201304.htm

【お問い合わせ先】

相馬税務署  
0244(36)3111

健康診査

県外にお住まいで  
まだ受診されていない方

県民健康調査「健康診査」の  
受診を希望される方は、予約申

【お問い合わせ先】

(公財)結核予防会予約センター  
03(3292)9275

※平日午前9時～午後5時  
(但し、年末年始12月27日～1  
月4日休業)

広報おおくま12月1日号に  
関するお詫びと訂正

広報おおくま12月1日号7  
ページに掲載しました「第26  
回ふくしま駅伝」の「大熊町  
チーム・メンバー一覧」の中  
で、15区・森山菜々選手の年  
齢、学校名、学年に誤りがあ  
りました。

謹んでお詫びしますととも  
に、次の通り訂正させていただきます。

誤「13 信陵中学1年」  
正「14 大熊中学校3年」

## 田村市役所で登記事項証明書等の交付が受けられます

福島地方法務局からのお知らせです。田村市役所（新庁舎1階）に登記事項証明書等発行請求機を設置し、平成27年1月5日（月）から、「法務局田村証明サービスセンター」として証明書発行業務の運用を開始することとしましたので、ぜひご利用ください。

### ◆設置場所

田村市役所（新庁舎1階）  
「福島地方法務局田村証明サービスセンター」

### ◆受付時間

平日（祝日を除く月～金曜日）  
午前9時～正午、午後1時～4時30分



### ◆取扱業務

- ・全国の土地・建物および会社・法人の登記事項証明書
- ・全国の会社・法人の代表者事項証明書
- ・会社・法人の印鑑証明書（印鑑証明書の請求には、印鑑カードが必要となります。また、請求する際に代表者の生年月日の入力が必要です）
- ・動産譲渡登記および債権譲渡登記の概要記録事項証明書

※コンピュータ化されている不動産および会社等に限られます。

※要約書および地図・図面等の交付は行っておりませんので、ご注意ください。

### ◆その他

オンラインにより交付請求された登記事項証明書等を証明サービスセンターにおいて交付する取り扱い（センター交付方式）も行っております。

【お問い合わせ先】福島地方法務局郡山支局 ☎024-962-4505

## 森林環境税に関するアンケートにご協力願います

福島県から森林環境税に関するアンケートへの協力のお願いが届いています。森林環境税は平成18年度に導入され、本県の森林環境保全に役立っています。アンケートは今後の取り組みの参考にするため、県民の皆さんに意見を寄せてもらうものです。

### ◆期間

平成26年10月25日～12月25日

### ◆回答方法

パソコン、スマートフォンから回答できます。

アドレスは

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/shinrinkankyousei/kankyousei-kenminenquete-h26.html>

【お問い合わせ先】福島県農林水産部森林計画課 ☎024-521-7425

# ご用心!インフルエンザ

「インフルエンザ注意報」が出されるなど、県内でもインフルエンザの流行が始まりました。いったん流行が始まると、短期間で感染が拡大していきます。インフルエンザに感染しないために正しい予防法とからだ作りを実践し、ウイルスに負けない習慣を身につけましょう。

## 【予防法その1】 規則正しい食事・休養

からだの抵抗力を高めるために、睡眠を十分とり、バランスの良い食事を心がけましょう。

## 【予防法その2】 外出後のうがい・手洗い

○うがいの仕方

・ブクブク、ガラガラ、のどの奥までしっかりうがいをする。

## 【予防法その3】 人混みを避ける・マスク着用

・人ごみに出るときは、清潔なマスクを着用しましょう。

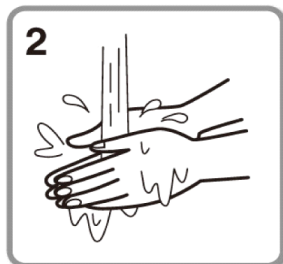
## 【予防法その4】 予防接種を受ける

・予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。接種を考えている方は、体調の良いときにお早めに接種しましょう。

## 正しい手の洗い方（衛生的手洗い）



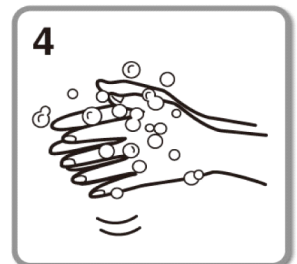
1 時計や指輪をはずしたのを確認する



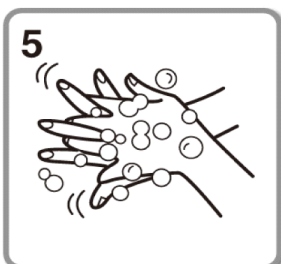
2 ひじから下を水でぬらす



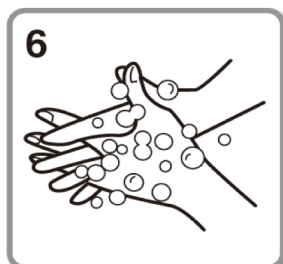
3 手洗い石けんをつけて



4 よく泡立てる



5 手のひらと甲 (5回程度)



6 指の間、付け根 (5回程度)



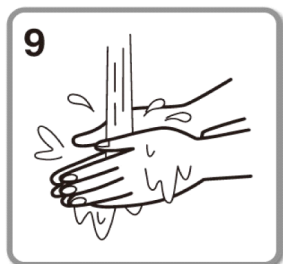
7 親指洗い (5回程度)



8 指先 (5回程度)



9 手首 (5回程度)  
腕・ひじまで洗う



10 水で十分にすすぎ



11 ペーパータオルでふく  
(手指乾燥機で乾燥する)  
タオル等の共用はしないこと